

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

			資料番号	1	担当課	農地・担い手対策室
法令名	農業経営基盤強化促進法	根拠条項	10-1	不利益処 分の種類	農地中間管理機構の特例 事業規程の承認の取消し	
○農業経営基盤強化促進法（抄） （昭和55年5月28日 法律第65号） 第10条 都道府県知事は、農地中間管理機構が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条 第1項の規定による承認を取り消すことができる。 一 農地中間管理機構が農地中間管理事業の推進に関する法律第4条の規定による指定を取 り消されたとき。 二 農地中間管理機構が次条の規定により読み替えて適用する農地中間管理事業の推進に関 する法律第13条の規定による命令に違反したとき。 三 農地中間管理機構が次条の規定により読み替えて適用する農地中間管理事業の推進に関 する法律第30条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規 定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。 2 都道府県知事は、前項の規定により承認を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告し なければならない。						